



令和5年度 追加募集要項 鳳来南部地域自治区



地域活動交付金の事業募集

追加募集期間

令和5年6月16日（金）～令和5年7月31日（月）（午後5時15分まで）
（相談は、年間通じて随時受け付けています！）

地域活動交付金は、地域の課題解決や地域の活性化のために市民が主体的に取り組む活動に対して支援する交付金です。

1. 応募資格・要件

次の要件すべてに該当する団体が対象となります。

- ① 16歳以上の者が、3名以上参加する団体
- ② 政治活動、宗教活動または営利活動を目的としていない団体
- ③ 暴力団でない団体、暴力団員と関係の無い団体

対象となる団体は、行政区、組組織、地域コミュニティ組織、子供会などの地縁に基づく団体や、ボランティア組織、NPOなどのテーマにより結びついた市民活動団体などがあります。

2. 対象事業

鳳来南部地域自治区の区域内（※）の地域が抱える課題に対して団体が自発的に解決に取り組む事業や地域活性化のために市民が主体的に取り組む事で、以下の項目のすべてに該当するものが対象となります。

- ① 交付金の交付決定の日から令和6年3月末までに行われる事業
- ② 目標、計画が明確な事業

※鳳来南部地域自治区の範囲は、下吉田・上吉田・竹ノ輪・多利野・黄柳野の行政区となります。

前記にすべて該当しても以下の項目に該当する事業は対象となりません。

- ① 営利活動（※）、宗教活動、政治活動を目的とした事業
- ② 公序良俗に反する事業
- ③ 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ④ 他の制度から補助金等の交付を受ける事業

※団体が申請事業を行う経費を賄うために、参加費や、寄付金などを徴収することは営利活動とはなりません。また、収益を事業費に充てる事業は対象となります。

3. 交付金額

交付金額は、地域協議会が事業内容を審査し市長が決定します。

交付金の補助率・・・補助対象経費に対して100%以内
1事業の交付限度額・・・50万円（ただし同一団体による上限も50万）

申請金額からの減額や、条件を付して交付決定等を行う場合があります。

【鳳来南部地域自治区全体の交付金予算枠は129万7千円ですが、一次の決定分が31万7千円となり、追加募集の枠は98万円となります。】

4. 交付対象経費

交付の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費です。

（報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、委託料、備品購入費、原材料費等）

【交付対象とならない経費】

- ① 団体及び団体の構成員の事務所、施設、設備等の維持管理費
- ② 用地取得費
- ③ 団体の構成員に対する食糧費（作業時又は会議時のお茶代を除く。）
- ④ 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確にできない経費
- ⑤ その他市長が社会通念上適当でないと思めた経費

* 詳細は、鳳来南部自治振興事務所へお気軽にお問い合わせください。

5. 応募方法

下記の書類を鳳来南部自治振興事務所へ提出してください。適切な必要書類が期限までに備わっている必要があります。事前に申請相談をしてください。

必要書類

- | | | |
|-----------|--------|--|
| ①交付申請書 | } 指定様式 | ⑥団体の活動内容が分かる書類 ※1 |
| ②事業計画書 | | ⑦会員名簿（行政区・地縁団体を除く） |
| ③年間活動計画書 | | ⑧見積書（1万円以上必須。10万円以上2者）
（詳細は自治振興事務所へお尋ねください） |
| ④収支予算書 | | ⑨他人の財産を使用する場合は承諾書 |
| ⑤申請団体の確認書 | | ⑩その他事業に応じて指示する書類 |

※1 ⑥の書類は、規約・会則等に加えて、団体全体の収支状況報告書など、審査の参考とするため、可能であれば提出をお願いします。

申請書様式の①～⑤は、鳳来南部自治振興事務所にてお渡しします。また新城市ホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.city.shinshiro.lg.jp>

鳳来南部地域自治区

検索



6. 選考方法・審査基準

審査は、申請書類及び公開審査でのプレゼンテーション（審査委員や一般参加者の前で事業内容等の説明をすること）で行います。審査委員は、鳳来南部地域協議会委員です。結果は後日、交付金交付決定通知書にて通知します。

公開審査

実施：8月下旬予定

- 一般の方も参加できる公開の場で申請事業のアピールをしてください。
- 申請書を出しても公開審査（プレゼンテーション）に参加できない場合は交付の対象とはなりません。



《審査基準の項目と視点》

令和5年度の審査項目です。

審査項目	審査の視点
公益性	<ul style="list-style-type: none">• 地域にとって必要な事業であり、適切な規模であるか。• 特定の個人や団体の収益にとどまらず、多くの住民に利益を提供するものか。• 地域の課題解決や地域の活性化につながると考えられるか。
実現性	<ul style="list-style-type: none">• 計画内容、実施体制が十分に検討されているか。• 収支計画は、十分検討されているか。• 関係機関や団体の許可、協議がなされているか。
継続・発展性	<ul style="list-style-type: none">• 継続性、発展性があるか。• 自立に向けた自主財源の確保に工夫がされているか。• 達成目標や達成期限を明確にしているか。

7. その他

事業完了後、地域活動交付金実績報告書を提出するとともに、成果報告会において活動報告をしていただきます。

なお成果報告会での報告も交付の条件となります。

（成果報告会の実施は一次とあわせて令和6年3月上旬頃を予定しています。）



8. 地域活動交付金を活用する具体的事例

①生活環境の改善、景観づくり、環境保全を図るもの

不法投棄防止等の活動、ごみ集積場の設置、清掃活動、道路等の補修、花壇整備等の環境美化など

②安心安全な地域づくりの推進を図るもの

防災・防犯・交通安全マップの作成、資機材の購入、啓発活動、教室の開催など

③地域の伝統、文化芸能などにより地域づくりの推進を図るもの

歴史資源の保存・整備、伝承教室の開催、伝統芸能伝承の為の資材購入など

④子どもの健全育成の推進を図るもの

子育て支援行事の開催、活動に伴う備品の整備、世代間交流事業の開催

⑤保健、医療、福祉の向上を図るもの

健康づくり講座の開催、ウォーキングコースの整備など

⑥地域の特性を活かした地域づくりを図るもの

観光案内看板の設置、ボランティアガイドの育成
定住促進を目的とした交流イベントの開催など



⑦地域活動拠点の整備により地域活動の活性化を図るもの

日よけ、椅子等の作成設置など



申請に関する相談を随時受付しています。

「こんな活動は申請できるの？」
「書類の書き方がわからないけど」
「プレゼンテーションはどうすれば？」

お気軽にご相談
ください！！

～申請に関するどんなことでもお気軽にご相談ください～
【お問い合わせ】

鳳来南部自治振興事務所 担当：小林 鳳来総合支所内

住 所：〒441-1692 新城市長篠字仲野16番地11

電 話：0536-22-9932 FAX：0536-32-1170

E-mail：hourai-jichi@city.shinshiro.lg.jp